

平成 30 年度 建設 工事 契約 調 書

契約番号	5		
工事名及び工種	熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事	その他（電気）	
工事場所	熊取町野田二丁目地内他		
工事概要	<p>1 中央小学校 機械設備工事：機械設備工事 1.0式（35台設置）配管設備工事 1.0式 電気設備工事：受変電設備工事 1.0式 幹線設備工事 1.0式 動力設備工事 1.0式 建築工事：内装工事 既設アルミサッシ改修 35箇所 天井撤去新設 160.0㎡ 雑工事 1.0式</p> <p>2 北小学校 機械設備工事：機械設備工事 1.0式（34台設置）配管設備工事 1.0式 電気設備工事：受変電設備工事 1.0式 幹線設備工事 1.0式 動力設備工事 1.0式 建築工事：内装工事 既設アルミサッシ改修 31箇所 天井撤去新設 219.0㎡ 雑工事 1.0式</p> <p>3 東小学校 機械設備工事：機械設備工事 1.0式（35台設置）配管設備工事 1.0式 電気設備工事：受変電設備工事 1.0式 幹線設備工事 1.0式 動力設備工事 1.0式 建築工事：内装工事 既設アルミサッシ改修 15箇所 天井撤去新設 194.0㎡ 雑工事 1.0式</p>		
契約の方法	制限付一般競争入札		
開札執行日	平成 30年 6月 4日 10時 00分		
開札場所	熊取町役場 北館3階 大会議室		
予定価格	172,002,000 【税抜：円】	185,762,160 【税込：円】	
最低制限価格	148,348,000 【税抜：円】	160,215,840 【税込：円】	
契約金額（当初）	148,348,000 【税抜：円】	160,215,840 【税込：円】	
契約金額（変更）	【税抜：円】	【税込：円】	
	【税抜：円】	【税込：円】	
契約業者	大阪府大阪市東淀川区大道南1丁目1番4号 マルヤ電気 株式会社		
工期（当初）	議 決 日	～	平成 30年 12月 19日
工期（変更）		～	平成 年 月 日
		～	平成 年 月 日
入札業者名		入札金額（税抜：円）	摘 要
1	マルヤ電気 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 1位
2	サンワコムシスエンジニアリング 株式会社 関西支店	148,348,000	落札候補者順位 2位
3	株式会社 大三洋行 大阪支社	148,348,000	落札候補者順位 3位
4	日興電気工業 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 4位
5	株式会社 阪電工	148,348,000	落札候補者順位 5位
6	明和電気防災 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 6位
7	泉谷電気工事 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 7位
8	日本電設工業 株式会社 大阪支店	148,348,000	落札候補者順位 8位
9	伊藤電気 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 9位
10	中央電設 株式会社	148,348,000	落札候補者順位 10位
11	関西日立 株式会社		辞退
12	東亜エンジニアリング 株式会社		辞退
13	きんでん関西サービス 株式会社		辞退
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
備考	（変更理由等） 平成30年6月5日開催の熊取町建設工事等業者選定委員会における審査の結果、マルヤ電気株式会社を落札者に決定しました。 ※落札候補者順位は、くじ引きにより決定。		

入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定による平成30年度熊取町建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (7) 等級別区分 その他（電気）に登録があり、経営事項審査の総合評定値（P点）が850点以上の者。
- (8) 建設業許可 「電気工事」に関し、特定建設業の許可を有していること。
（但し、本町に登録されていることが必要です。）
- (9) 経営事項審査 平成28年12月5日以降の経営事項審査を受けていること。
- (10) 工事实績 以下の工事实績を有していること。
国、特殊法人等又は地方公共団体発注の建設工事のうち、公告日から過去10年以内に工事を完了し引き渡した「電気工事」で請負金額が5000万円以上のものを元請（共同企業体により受注したものを除く。）として施工した実績があること。
- (11) 配置予定技術者 以下の条件を満たす技術者を配置できること。
①「電気工事」に係る監理技術者資格を有し、監理技術者講習を修了している者
②当該工事の現場に常駐、専任できる者
③参加申込時点において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる者
- (12) 配置予定現場代理人 以下の条件を満たす者を配置できること。
①当該工事の現場に常駐、専任できる者
②参加申込時点において、当該事業所と直接的な雇用関係が確認できる者
※技術者と現場代理人の兼任は可能とする。